

あきたエコフェス企画運営業務委託事業者選定委員会設置要綱

(選定委員会の設置)

第一条 「第 24 回あきたエコフェス～ゼロカーボンと 3 R で変わる未来～」企画運営業務委託事業者を選定するため、あきたエコフェス実行委員会（以下「実行委員会」）に、あきたエコフェス企画運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」）を設置する。

(選定委員会の事務)

第二条 選定委員会は、イベントの企画運営に係る業務の委託事業者の選定を行う。

(組織及び委員の任期)

第三条 選定委員会の委員は、次の者で構成する。

- 一 実行委員会会長 1 名
 - 二 実行委員会を構成する各組織における実行委員 各 1 名
- 2 選定委員の任期は、契約相手方の決定日までとする。

(会議)

第四条 選定委員会に委員長を置き、委員長は、実行委員会会長を充てる。

- 2 委員長は、選定委員会の議長となる。委員長が出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名する者がその代理を務めるものとする。
- 3 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、持ち回りをもって選定委員会の開催とみなすことができる。
- 4 選定委員会の審議は、非公開とする。

(委任事項)

第五条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 8 日から施行する。